

自らの危険を顧みず働く職員に 防疫手当(340円/日)の大幅な増額を! 家族を守るために帰宅しない選択をする職員に支援を!

自らが感染するかも。自分自身が家族や周囲に感染を広げてしまうかも。このような不安や恐怖を抱えながらも、日々職場で業務にあたっている組合員の皆さんにエールを送ります。病院支部は新型コロナウイルス感染拡大を受けて組合員の皆さんの健康を守るために以下の要求を検討しています。組合員の皆さんのご意見を支部HP、LINEなどで届けてください。

がんばれ!墨東病院の仲間たち



1. PPEなど医療資源を十分量、速やかに病院に供給すること。
2. 新型コロナウイルス感染対応病棟での勤務を命じる場合は、本人の意思を十分確認すること。持病、高齢者と同居(介護している)、乳幼児を養育している、自らあるいは家族が妊娠している等の事情がある職員には感染対応病床での勤務をさせないこと。
3. 会計年度職員を含む感染者に接触するリスクのある職員に防疫手当を支給すること。防疫手当(現在340円/日)を大幅に増額すること。
4. 感染対応病棟で勤務している職員が、2.にあげたような事情で帰宅できない場合は援助を行うこと。
5. 労働時間を厳密に管理し、ただ働きをさせないこと。



新型コロナウイルス感染症に関わる休暇について

- 職員や同居の親族に発熱等の症状があり、勤務しないことがやむを得ないと認められた時
- 職員や同居の親族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、就業制限を受けた場合
- 子どもが新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校等の臨時休校その他の事情により、職員が子どもの世話をを行うため

上記の場合 事故欠勤(有給)が認められます!!
(※会社の場合は事故休暇)

書記局からの お知らせ

新型コロナウイルス感染疑いのため自宅待機またはホテル等の施設での療養が必要になった組合員の方は組織共済の給付金を申請出来ます。

セット共済に加入されている方は、自宅待機を「入院」扱いとし、共済金をお支払い出来ます。

いずれも自己判断での休暇取得ではなく、医師の指示に基づいて待機・療養されていることが条件となります。
また、セット共済の請求につきましては診断書のご提出が必要です。

詳細は病院支部書記局までご相談ください。

緊急事態により、病院支部書記局の電話受付時間を下記の通りに短縮いたします。

【電話受付時間】11:00~15:00



発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!

#看護師のしぶ子さんと検索